

令和 5 年 9 月 27 日

第 26 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和5年9月27日  
午後1時30分～午後3時00分  
場所 出水市役所本庁 大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文				
5番	大久保 友恵	11番	(欠員)	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰			30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

10番 大塚 雄二 16番 久野 敏朗

#### 農地利用最適化推進委員

26番 内木場 義友

## その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号	非農地判断について
議案第 8号	出水市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

議長 皆さん、今日は夏の暑さが、ここにきて大分和らいだんじゃないかなあという気がしますけれども、やはり日中は暑い日がまだ続くような傾向です。  
ただいまから第26回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は16名で定足数に達しております。  
なお、10番〇〇委員、16番〇〇委員から欠席届が提出されております。  
また、推進委員の出席は12名で、26番〇〇〇委員から欠席届が提出されております。  
議事録署名委員を指名いたします。13番〇〇委員、14番〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。  
（「異議なし。」と言う者あり。）  
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告  
総会後の業務報告等（会長報告、省略）  
合意解約等の報告（事務局報告、省略）

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ○○委員、調査の結果報告をお願いいたします。

2番 2番○○です。

9月22日、○○委員、○○推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を御報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第9-1項を報告いたします。

所有権移転、第9-1項です。地籍図は、30ページ左側を御覧ください。

申請地は、米ノ津東小学校から南東へ250mのところに位置します。許可後はカンショを耕作されるとのことでした。申請人との関係は、他人です。

またこの場所は、以前の空き家に付随する農地と同様の扱いですが、周辺の農地にも影響はないと思われま

す。以上、所有権移転、第9-1は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして○○委員、お願いします。

12番 12番○○です。調査日は先ほど報告がありましたので省略いたします。

所有権移転、第9-5項については、親子間の贈与により、現地調査を行わず、事務局の報告説明により協議いたしました。5項につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局並びに調査員の報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 事務局のほうから今回の取下げ理由について若干、説明をさせます。

事務局 委員、推進委員と現地調査を行った際に、江内の案件で言いますと、そこに既に建設資材と申しますか、U字溝のようなブロックが積んでありまして、これを全部きれいにして、耕作に適するような状態にするのはいつぐらいまでになりますかという具体的な質問をしたところ、その辺がまだ詳しく決まっておりました。また申請書類、書面では分からない状況がいろいろありました。3件ともですね、そういうことから申請者から一旦取下げますという申出があったという状況でした。以上です。

議長 続きます。議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

初めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、1番〇〇委員の退席をお願いいたします。

(1番〇〇委員退室)

議長 それでは事務局、お願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、審議結果の報告をお願いします。

2番 2番〇〇です。9月22日、〇〇委員、〇〇推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 はい、事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは適当と決定いたします。それでは〇〇委員の入室をお願いします。

(1番〇〇委員入室)

議長 それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。12番〇〇委員、審議結果の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 続きます、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 (議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請第9-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番、○○です。

9月25日、○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査しました結果を報告いたします。地籍図は63ページになります。

申請地は、中央町、パチンコニューヨークの前の道路を挟んで東側に位置するところになります。隣は九州電気保安協会の事務所があるところでございます、現在は不耕作地でございます。

面積は、貸事務所1棟建設する敷地としては630㎡であり、妥当であると思われます。造成等につきましては、道路面の高さまで約60cm程度盛り土をして、土砂が流出しないように周囲にはブロックを積む予定ということであります。

生活雑排水につきましては、道路側の下水道に流すということで、雨水も道路側溝へ流すとのことでございます。周りが住宅地でありますので、農地等への影響はないと思われます。調査の結果としましては、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断をいたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第5号、農地法第4条の許可申請につきましては、許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請第9-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番○○です。9月25日、○○○○委員と○○推進委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は66ページ、左側になります。

申請地は、平和町、マルイ農協本部の北側に位置するところございまして、現在は、野菜をつくってあるところでありました。

申請面積は、駐車場を増設する敷地面積としましては2,225㎡であり、妥当だと思われれます。造成については現状のまま利用するということではありますが、患者用駐車場は舗装し、職員駐車場は砂利敷きにする予定です。隣接地境界には、雨水、砂利等が流出しないように、ブロックを駐車面より高く積み上げるというような予定であるということでもあります。なお雨水につきましては、浸透柵を設置して、自然流下されるということです。周辺農地等も裏のほうにあるわけですが、ブロックを高くしてフェンスをして、周りの農地に影響のないようにするということでありましたので、現状としましては周辺の農地への影響はないと思われれます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われれますので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

議長 続いて、第9-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第9-2項について総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番○○です。9月25日、○○委員と○○○○推進委員、事務局職員で調査した結果を報告します。

地籍図につきましては、66ページの右側になります。

申請地につきましては、福ノ江町、津山自治公民館より北西へ400mほどに位置し、現在不耕作の畑でございます。

申請面積は、一般住宅1棟分の敷地面積として372㎡であり、妥当と思われれます。造成につきましては、30cmから1mほど盛土をされるということで、隣接地境界にはブロック3段を積むということです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水につきましては道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われれます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第9-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第9-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番○○です。調査日、調査員につきましては、先ほどの○○委員と同様ですので、省略いたします。

地籍図は67ページ左側になります。

申請地は、上知識町、鹿島自治公民館より北へ90mほどに位置したところで、現在は不耕作の畑でした。

申請面積は、共同住宅2棟建築する敷地面積として1,281㎡であり妥当であると思われます。申請地斜線部分の北側に、2階建ての建物を1棟建ててそこに10戸、あと東側に1棟建ててそこに4戸、合計で14戸建設予定だそうです。建物の南側のほうに駐車場を設置予定ということでした。造成については10cmから20cm程度盛土、隣接地境界畑との境界部について、北側と東側についてはですねブロックをして土留めをしたあと防護柵を設置する予定だそうです。西側のほうは道路として利用されていて、北側の宅地に入れるようになっていました。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝に流すとのこと。敷地内に溜枡を設置して、一度に水が入らないように調整して流すということでした。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第9-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第9-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

7番 はい、7番〇〇です。調査日と調査員につきましては省略いたします。

申請地は、福ノ江町、津山自治公民館より西へ100mほどに位置し、現在、不耕作の畑でございました。

申請面積は、一般住宅1棟分の敷地面積として599㎡であり、一般住宅の許可基準面積の概ね500㎡を超えておりますけれども、敷地が細長く、農地を残しても通路の確保が難しく、土地の有効利用が図れない等の理由書が添付されておりました。造成につきましては、30cm程度盛土をし、隣接地境界にはブロックを積むそうです。生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水については道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第9-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第9-5項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番〇〇です。調査日等は先ほど〇〇〇〇委員が報告されましたので、省略させていただきます。

申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校より北へ150mほどに位置し、現在不耕作の畑でございます。

地籍図については、68ページの左側を御覧ください。

申請面積は、建売住宅2件分の面積として618㎡ということで妥当であると思われます。造成については、40cm程度盛土をするということで、隣接地境界についてはブロックを設置するということでございます。現在畑かんがありましたので今後撤去するというところでございます。また、進入路については4mぐらいの道路をつくるということでございます。生



活雑排水については、申請地の手前に道路があり、そこに下水道が通っておりますので、そこに流すと。雨水についてはその道路側溝に流すということでございます。周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして第9-6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第9-6項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、報告をお願いします。

4番 4番○○です。

申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校から北へ200mのところに位置するところでございます。現在申請地には、カボチャを植えてございました。今後カボチャの収穫をするということでございます。

申請面積は、建売住宅2棟分の面積として798㎡であり、妥当と思われま。一体利用地としまして、宅地2筆、121.97㎡があります。これは、建売住宅の進入路ということでありま。この地籍図を御覧いただきますと、申請地の手前、○○○番○と○○○○番○、宅地がございませが、ここの左側のところを進入路にしまして、幅4mにするということでございませ。また造成については、40cm程度盛土を行い、隣接地境界についてはブロックを設置するということでございませ。生活雑排水については、手前道路に下水道が通っておりますので、そこに流すと。雨水については道路側溝に流すということでございませ。周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第9-101項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第9-101項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

○○委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番○○です。

地籍図は69ページ左側になります。

申請地は、大野原町、スーパーマルナカから南西へ40mほどに位置し、不耕作の畑でした。

申請面積は、駐車場を増設する敷地面積として558㎡であり、妥当であると思われま。地籍図の真ん中の斜線部分、○○○番○の畑が既に駐車場として利用されていまして、その西側に今回、増設するということでした。雨水はこの北側に分筆された長いところがずっと続いているんですけど、そこが水路になっていまして、そちらのほうに流すということです。周辺農地には今までブロックがなかったんですけども、南側と西側にブロックをして水が流れていかないようにされるそうです。どちらにせよこの色が変わった部分は同じ人の土地になっていませので周辺の農地への影響はないと思われま。農用地区域内農地ですけども先ほど事務局のほうから説明があつたとおり、既に変更通知が交付されていませので、周辺農地の影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。  
御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第7号、非農地証明判断についてを議題といたします。

事務局 (議案第7号、非農地判断、第9-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○○委員、お願いします。

7番 7番、○○です。

調査日等については省略いたします。地籍図につきましては、72ページの左側になります。申請地は、荘、鶴荘学園より南へ100mに位置し不耕作の畑です。

現在は、荘下自治公民館の駐車場として利用されており、周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果非農地として承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第9-2項についてを議題といたします。

事務局 (第9-2項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

9番 はい、9番○○です。

調査日は9月25日、詳細は省略いたします。

申請地は、上大川内、大川内中学校の前を国道447号が通っておりますが、そこから、北へ正現地区というところですが、600mほど入ったところの不耕作地ということで、地籍図は72ページの右になります。

申請地は、昔段々畑かなと思われる地形で、現在杉、雑木が手の回らない程度の大きさに茂っております。周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は、困難な状況でありました。調査の結果、非農地として承認要件を満たしていると思いますので、承認と判断をいたしました。

議長 続きまして、第9-3項についてを議題といたします。

事務局 (第9-3項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

7番 7番、○○です。地籍図については、73ページ左側になります。

申請地は、野田町下名、野田郷駅より西へ400mに位置し不耕作の畑です。

現在は、自宅の駐車場、庭等に利用されており、簡易な倉庫が置いてありました。

周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第9-4項についてを議題といたします。

事務局 (第9-4項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

4番 4番、○○です。

調査日は、先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

申請地は、高尾野町柴引、高尾野支所より南へ450m行ったところの不耕作の畑でございます。地籍図は、73ページの右側を御覧ください。

現場は、旧高尾野町と平成10年4月1日より、中部地区運動公園として利用されており、本年8月31日をもって契約を解除したところでございます。

農地への復元は困難と感じました。年数も過ぎておりますので、調査の結果、非農地とし

での承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第9-5項についてを議題といたします。

事務局 (第9-5項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

4番 4番、○○です。

申請地図は、74ページの左側を御覧ください。

前項にありました、中部地区運動公園の入口でございます。

現在は、公園の入口として、公園で使う道具とかを収納する倉庫がございました。

農地への復元は困難と感じました。また年数も過ぎております。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第9-6項についてを議題といたします。

事務局 (第9-6項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

18番 はい18番、○○です。

第9-6項、地籍図は74ページ右側になります。議案第6号、農地法第5条の許可申請第9-101項の敷地の北側で、先ほど水路部分って申し上げた部分になります。

今回、駐車場の増設申請に伴って、ここを入口として同様に使うのだよってという申請を出したところ、登記が変わってないことに気づいて、今回の除外の申請になり、非農地の申請になっているようです。申請地は、既に駐車場の出入口として利用されていまして農地への復元は困難な状態でした。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 引き続きまして、追加議案で議案第8号出水市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

御手元のほうに資料が配付されていると思いますが、追加議案として議案第8号出水市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 はい、議案第8号、追加議案でございますけれども、出水市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてということで、提案理由の御説明をいたします。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により委嘱された農地利用最適化推進委員から、下記のとおり辞任したい旨の願いを受けましたので、同法第23条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものです。

辞任の申出があった委員は、〇〇〇〇〇推進委員です。

辞任の年月日が、令和5年9月30日ということで提案をさせていただきます。

提案理由といたしましては、御病気によるということになります。〇〇〇〇推進委員のほうに6月、7月、8月、今月も欠席ということで、今、4か月連続で総会の欠席、それから調査のほうの欠席ということで、経過しております。

私と次長で御本人に面会をいたしまして、自宅にいらっしゃるんですけども推進委員の職を続けていくことはちょっと厳しいということで、御本人のほうから辞任届が出た次第でございます。以上です。

議長 ただいま局長から説明がございましたが人員についての皆さん方の同意を得なければいけませんので、御意見、御質問ございませんか。

ないようです。本人さんの体調不良ということで、辞任について同意されます方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。辞任について同意ということで決定をいたします。

事務局 ありがとうございます。

御同意いただいたということでそのように処理をさせていただきたいと思っております。

補充に関しましてですけれども、〇〇〇〇委員同様に残りの任期が約1年となります。年を明けますと、次期改選のスケジュールが始まりますので、それに合わせてのスケジュールで行わせていただきたいと思いますので、今回は、補充なしということで、提案をさせていただきたいと思っております。

議長 ただいま局長から説明がございましたが補充はしないというような提案理由、提案がございましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは補充をしないということで決定をいたします。

議長 その他について、事務局から何かございませんか。

(その他)

○相続登記の申請の義務化について(事務局説明 省略)

○活動記録簿の提出について(事務局説明 省略)

議長 その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようです。以上をもちまして、第26回出水市農業委員会定例総会の日程、全て終了いたします。どうもお疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印